

仏領ポリネシアの輸入規制措置の概要 (平成25年3月1日時点)

【輸入規制措置の概要】

仏領ポリネシアは、日本から輸入されるすべての食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求めています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	47都道府県	全ての食品・飼料	＜日付証明＞(平成23年3月11日より前に生産・加工されたことの証明)
2	12都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨、静岡)		＜放射性物質検査証明＞(仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量を超えないことの証明)(注1,2)
3	12都県以外		＜産地証明＞(生産・加工した地域が12都県以外であることの証明)

注1；仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量

＜食品＞

(Bq/kg または Bq/L)

放射性物質	乳児用食品	乳製品	消費用液体	その他食品
ヨウ素 131	150	500	500	2000
セシウム 134 及びセシウム 137	400	1,000	1,000	1250

＜飼料＞

(Bq/kg)

放射性物質	豚の飼料	家きん、羊、子牛の飼料	その他
セシウム 134 及びセシウム 137	1,250	2,500	5,000

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。